

軽自動車税（種別割）の種類と税額

- 原動機付自転車、小型特殊自動車、125cc を超える二輪自動車

車種区分			税額
原動機付自転車	特定小型（白色） （電動キックボード）	0.6kw以下 最高速度 20km/h以下	2,000円
	第1種（白色）	50cc以下	2,000円
	第1種（白色）※新基準	125cc以下 4.0km超（最高出力）	2,000円
	第2種乙（黄色）	50cc～90cc以下	2,000円
	第2種甲（桃色）	90cc～125cc以下	2,400円
	ミニカー（水色）	20cc超～50cc以下 ※3輪以上、車室を備え、輪距が0.5m を超える	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（緑色）		2,400円
	その他（緑色）		5,900円
125ccを超える二輪自動車	二輪の軽自動車	125cc～250cc以下	3,600円
	二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

- 上記以外の軽自動車

車種区分			平成27年 3月31日 までの 新規登録車	平成27年 4月1日 以降の 新規登録車	新規登録 から13年を 経過した 車両（重 課） ※2	グリーン化特例 軽課対象車両 新規登録の翌年度のみ ※1		
						軽減税率の区分		
						75%軽減	50%軽減	
三輪			660cc 以下	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	－
四輪 以上	乗用	自家用	660cc 以下	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	－
		営業用	660cc 以下	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	660cc 以下	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	－
		営業用	660cc 以下	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	－

※1・・・グリーン化特例（軽課）

【適用期間】 令和5年4月1日～令和8年3月31日

【適用内容】 適用期間中に排出ガス性能および燃費性能に優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置です。

【対象車両】 軽自動車（乗用・貨物、自家用・営業用）

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス基準および燃費基準をそれぞれ満たす車両については、令和8年度分に限りグリーン化特例（軽課）が適用されます。

区分	
概ね75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車（注1）
概ね50%軽減	ガソリン車、ハイブリッド車（注2）

注1・・・平成21年排出ガス規制10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合車

注2・・・営業用乗用車に限り、令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車

※2・・・重課税額

【対象車両】 初度検査年月から13年を経過した三輪以上の軽自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く）

【適用内容】 概ね20%重課

【注意事項】 初度検査年月とは、その車が最初に検査を受けた年月のことを指します。名義変更等で所有者が変更されていても、この年月が変わることはありません。

新規登録日				重課税開始年度
～平成21年3月31日				開始済
平成21年	4月1日～	平成22年	3月31日	令和5年度
平成22年	4月1日～	平成23年	3月31日	令和6年度
平成23年	4月1日～	平成24年	3月31日	令和7年度
平成24年	4月1日～	平成25年	3月31日	令和8年度
平成25年	4月1日～	平成26年	3月31日	令和9年度
平成26年	4月1日～	平成27年	3月31日	令和10年度